

2 過去の事例

(1) デジタル・プラットフォームサービスに関する最近の事例

件名 (公表年月日)	内容
令和4年(認)第1号 Booking.com B.V. に対する件 (令和4年3月16日)	<p>公正取引委員会は、Booking.com B.V. に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ Booking.com B.V. は、自らが運営する「Booking.com」と称する宿泊予約サイト(以下「Booking.comサイト」という。)に我が国所在の宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者(以下「宿泊施設運営業者」という。)との間で締結する契約において、Booking.comサイトに宿泊施設運営業者が掲載する我が国所在の宿泊施設に係る宿泊料金及び部屋数について、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件(ただし、当該契約において定めている、当該宿泊料金について自社ウェブサイト等の販売経路と同等又は当該販売経路よりも有利なものとする条件を除く。)を定めるとともに、宿泊施設運営業者に対し、当該条件の遵守について、自ら要請し、又は我が国においてBooking.com B.V. に対する支援業務を行うBooking.com Japan株式会社をして要請させている。</p>
楽天グループ株式会社に対する件 (令和3年12月6日)	<p>楽天が、楽天が運営するオンラインモール「楽天市場」に出店している出店事業者に対し、「共通の送料込みライン」(原則として3,980円(税込み)以上の注文の場合に「送料無料」と表示する施策。以下同じ。)を令和2年3月18日から一律に導入することを通知するなどしたことから、同年2月28日、東京地方裁判所に対し、楽天が「共通の送料込みライン」を一律に導入することの一時停止を求め、独占禁止法第70条の4第1項の規定に基づいて緊急停止命令の申立てを行った。</p> <p>こうした中、楽天は、同年3月6日、店舗の選択により「共通の送料込みライン」の適用対象外にできる措置を行うこと等を公表し、その後、出店事業者が適用対象外申請を行うための手続を設けた(適用対象外申請を行うことができるのは、令和元年7月以前に楽天との間で出店契約を締結した店舗のみである。)。公正取引委員会は、出店事業者が「共通の送料込みライン」に参加するか否かを自らの判断で選択できるようになるのであれば、当面は、一時停止を求める緊急性が薄れるものと判断し、同年3月10日、同申立てを取り下げた。ただし、出店事業者の選択の任意性が確保されるか否かを見極める必要があると判断し、継続して審査を行ってきた。</p> <p>審査の結果、楽天が、令和元年7月以前から楽天市場に出店している出店事業者に対し(楽天は、令和元年8月1日以降は、「共通の送料込みライン」への参加に同意した店舗とのみ出店契約を締結している。)、店舗を担当する営業担当者等(楽天市場の店舗の運営に関する出店事業者からの相談等に対応している。)により、「共通の送料込みライン」に参加していない店舗(以下「不参加店舗」という。)を不利にする取扱いを示唆するなどして、「共通の送料込みライン」に参加すること及び適用対象外申請を行わないことを余儀な</p>

件名 (公表年月日)	内容
	<p>くさせることにより、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し若しくは変更し又は取引を実施している疑い（独占禁止法第2条第9項第5号ハ（優越的地位の濫用）に該当し、同法第19条の規定に違反する疑い。）のある事実が認められた。</p> <p>今般、楽天から、以下の改善措置の申出がなされた。公正取引委員会において、その内容を検討したところ、上記の疑いを解消するものと認められたことから、今後、楽天が改善措置を実施したことを確認した上で本件審査を終了することとした。</p> <p>楽天は、以下の措置を採ることを当委員会に申し出た。</p> <p>ア 下記(7)ないし(ウ)の会社の方針を、営業担当者等に周知徹底するとともに、出店事業者に周知する。</p> <p>(7) 楽天は、「共通の送料込みライン」に参加すること及び不参加の状態に戻ることに付いて、出店事業者の意思を尊重し、独占禁止法に違反する行為を行わない。</p> <p>(イ) 楽天は、不参加店舗を不利にする以下のような取扱いを行わず、出店事業者に示唆しない。</p> <p>a 検索結果において、不参加店舗の取扱商品ゆえにその表示の順位を下げること、及び、不参加店舗の取扱商品が表示されない状態をデフォルトとすること</p> <p>b 不参加店舗の出店プランの変更を認めないこと</p> <p>c 不参加店舗の契約更新を認めず退店させること、及び、参加店舗を著しく優遇し不参加店舗の事業活動の継続を困難にさせること</p> <p>(ウ) 楽天は、「共通の送料込みライン」への参加を余儀なくされた店舗の適用対象外申請を制約する取扱いを行わず、出店事業者に示唆しない。</p> <p>イ 上記ア(7)ないし(ウ)の会社の方針に違反する働き掛け等を従業員に禁止することを、営業担当者等に周知徹底する。</p> <p>ウ 上記ア(7)ないし(ウ)の会社の方針に違反する働き掛け等に対する処分規程を整備する。</p> <p>エ 上記ア(7)ないし(ウ)の会社の方針に違反する働き掛け等に係る苦情等の申出を、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づき設置済みの苦情・紛争窓口において受け付けることを、出店事業者に周知する。同苦情等は管理部門が受け付け、営業部門等に対する調査・指導を行うとともに、申出者が不利益を受けないことを確保することも、出店事業者に周知する。</p>

件名 (公表年月日)	内容
<p>株式会社ユニクエストに対する件 (令和3年12月2日)</p>	<p>ユニクエストが、同社の運営する「小さなお葬式」と称するインターネット葬儀サービス（インターネットを通じて全国の一般消費者から葬儀の申込みを受け、提携している葬儀社に対して葬儀の施行を依頼する事業をいう。以下同じ。）に関し、一般消費者に提供する葬儀の施行を委託している葬儀社に対し、他のインターネット葬儀サービスを営む事業者と取引することを制限している疑いがあったことから、ユニクエストに対し、令和3年6月以降、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、ユニクエストから特約加盟店制度（本件葬儀社が他のネット葬儀業者と取引しないことを条件として、ユニクエストが当該本件葬儀社に支払う委託手数料相当額を一般加盟店よりも増額する制度をいう。）を廃止する等の改善措置を講じた旨の報告がなされたため、その内容を検討したところ、前記の疑いを解消するものとして認められたことから、本件審査を終了することとした。</p>
<p>アップル・インクに対する件 (令和3年9月2日)</p>	<p>公正取引委員会は、アップル・インクが、iPhone 向けのアプリケーションを掲載する App Store の運営に当たり、App Store Review ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、デジタルコンテンツの販売等について、アプリケーションを提供する事業者の事業活動を制限している疑い等があったことから、アップル・インクに対し、平成28年10月以降、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、アップル・インクから関連するガイドラインの規定を改訂する等の改善措置の申出がなされたため、その内容を検討したところ、当該疑いを解消するものと認められたことから、今後、アップル・インクが改善措置を実施したことを確認した上で本件審査を終了することとした。</p>
<p>令和2年（認）第4号 アマゾンジャパン合同会社 に対する件 (令和2年9月10日)</p>	<p>公正取引委員会は、アマゾンジャパンに対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>アマゾンジャパンは本件対象事業部において、取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「本件納入業者」という。）に対して、次の行為を行っている。</p> <p>(1) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、当該本件納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、対価を減額するための要請を対価に係る交渉の一環として行うことなく、かつ、当該本件納入業者から値引き販売の原資とするための減額の申出がない又は当該申出に基づき値引き販売を実施して当該商品が処分されることが当該本件納入業者の直接の利益とならないにもかかわらず、在庫補償契約を締結することにより、当該契約で定めた額を、当該本件納入業者に支払うべき代金の額から減じている。</p> <p>(2) 本件納入業者に対して、当該本件納入業者から仕入れた商品の販売において自社の目標とする利益を得られないことを理由に、自社の収益性の向上を図るため、あらかじめ負担額の算出根拠等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて当該本件納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担とな</p>

件名 (公表年月日)	内容
	<p>るにもかかわらず、金銭を提供させている。</p> <p>(3) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、本件共同マーケティングプログラム契約に基づき支払を受けた金銭の全部又は一部について、当該契約に基づくサービスの提供を行うことなく、金銭を提供させている。</p> <p>(4) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、あらかじめ負担額の算出根拠等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて当該本件納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該本件納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じるなどして算出した額の金銭を提供させている。</p> <p>(5) 本件納入業者に対して、過剰な在庫であると自社が判断した商品について、当該本件納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、以下のいずれにも該当しないにもかかわらず、返品している。</p> <p>ア 当該商品の購入に当たり当該本件納入業者との合意により返品の条件を明確に定め、当該条件に従って返品する場合（当該返品が当該本件納入業者の得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担とならない場合に限る。）</p> <p>イ あらかじめ当該本件納入業者の同意を得て、かつ、当該商品の返品によって当該本件納入業者に通常生ずべき損失を自社が負担する場合</p> <p>ウ 当該本件納入業者から当該商品の返品を受けたい旨の申出があり、かつ、当該本件納入業者が当該商品を処分することが当該本件納入業者の直接の利益となる場合</p>
<p>令和元年（認）第1号 楽天株式会社に対する件 (令和元年10月25日)</p>	<p>公正取引委員会は、楽天に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定した。</p> <p>○ 楽天は、自らが運営する「楽天トラベル」と称するウェブサイト に宿泊施設を掲載する宿泊施設の運業者との間で締結する契約において、当該ウェブサイト に当該運業者が掲載する部屋の最低数の条件を定めるとともに、宿泊料金及び部屋数については、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件を定めている。</p>

(2) 確約手続に関する最近の事例（前記（1）記載の事例を除く。）

件名 (公表年月日)	内容
<p>令和4年（認）第4号 株式会社一蘭に対する件 (令和4年5月19日)</p>	<p>公正取引委員会は、一蘭に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>一蘭は、同社が販売する即席めん等（以下「一蘭の即席めん等」という。）に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて小売業者に販売しているところ、遅くとも平成30年1月以降、一蘭の即席めん等の商品ごとに希望小売価格を定めた上で（以下当該商品ごとに定められた希望小売価格を「一蘭の希望小売価格」という。）、当該商品が小売業者において販売される態様（同一の商品を複数まとめる場合又は異なる商品を組み合わせる場合を含む。）にかかわらず</p> <p>(1) 当該商品の購入を希望する小売業者に対し、一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請し、これに同意した小売業者に</p> <p>(2) 取引先卸売業者をしてその取引先である当該商品の購入を希望する小売業者に一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請させ、これに同意した小売業者への販売を行うことになる当該取引先卸売業者に当該商品をそれぞれ供給している。</p>
<p>令和4年（認）第2号及び3号 アメアスポーツジャパン株式会社及びウイルソン・スポーティング・グッズ・カンパニーに対する件 (令和4年3月25日)</p>	<p>公正取引委員会は、アメアスポーツジャパン株式会社（以下「アメアジャパン」という。）及びウイルソン・スポーティング・グッズ・カンパニー（以下「ウイルソン」という。）に対し、アメアジャパン及びウイルソンの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、アメアジャパン及びウイルソンからそれぞれ確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ ウイルソンの子会社であるアメアジャパンは、遅くとも平成28年9月頃以降、令和2年9月までの間、ウイルソンが正規に製造し、ウイルソン又はウイルソンの属する企業グループに属する事業者（アメアジャパンを含む。）を通じて販売される、硬式テニス用テニスラケットの一種であって、上級者向けであるウイルソン製のパフォーマンステニスラケット（以下「本件テニスラケット」という。）を、国外の正規の販売業者から輸入した本件テニスラケット（以下「並行輸入品」という。）を取り扱う輸入販売業者（以下「並行輸入業者」という。）から入手し、これに貼付されたホログラムシールの情報をウイルソンに連絡するとともに、連絡した情報から当該並行輸入品を当該並行輸入業者に販売した国外の正規の販売業者を特定した上で当該国外の正規の販売業者が並行輸入業者へ本件テニスラケットを販売しないようにさせることをウイルソンに求め、これを受け、ウイルソンは、本件テニスラケットをウイルソンが指定した販売地域外に販売することができない旨定めた書面に基づくなどして、特定した国外の正規の販売業者に対し、並行輸入業者に本件テニスラケットを販売しないよう警告していた。</p>

件名 (公表年月日)	内容
<p>令和3年(認)第2号 日本アルコン株式会社に対する件 (令和3年3月26日)</p>	<p>公正取引委員会は、日本アルコンに対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>ア 日本アルコンは、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ、二週間頻回交換コンタクトレンズ及び一か月定期交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。</p> <p>イ 日本アルコンは、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ、二週間頻回交換コンタクトレンズ及び一か月定期交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者にインターネットによる販売を行わないように要請していた。</p>
<p>令和3年(認)第1号 ビー・エム・ダブリュー株式会社に対する件 (令和3年3月12日)</p>	<p>公正取引委員会は、ビー・エム・ダブリューに対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ ビー・エム・ダブリューは、継続的に取引しているディーラーのうちの大部分のディーラーに対し、BMW新車について、当該ディーラーのこれまでの販売実績等からみて当該ディーラーが到底達成することができない販売計画台数案を策定し、当該ディーラーとの間で十分に協議することなく販売計画台数を合意させるとともに、当該販売計画台数を達成させるために、当該ディーラーがBMW新車を販売する上で必要となる事業用車両の台数を超えてBMW新車を当該ディーラーの名義で新規登録することを要請していた。</p>
<p>令和2年(認)第5号 株式会社シードに対する件 (令和2年11月12日)</p>	<p>公正取引委員会は、シードに対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>ア シードは、自社の「Pureシリーズ」と称する一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。</p> <p>イ シードは、自社の「Pureシリーズ」と称する一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者インターネットによる販売を行わないように要請していた。</p>

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

【定義】

第二条（略）

②～⑧（略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ～ハ（略）

ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

ホ・ヘ（略）

【不公正な取引方法の禁止】

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

【確約手続に係る通知】

第四十八条の二 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する事実があると思料する場合において、その疑いの理由となつた行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは、当該行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第五十条第一項（第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知をした後は、この限りでない。

一 当該行為の概要

二 違反する疑いのある法令の条項

三 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

【排除措置計画に係る認定の申請、認定、申請の却下、計画変更に係る認定】

第四十八条の三 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為を排除するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条から第四十八条の五までにおいて「排除措置」という。）に関する計画（以下この条及び第四十八条の五において「排除措置計画」という。）を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。

② 排除措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 排除措置の内容

二 排除措置の実施期限

三 その他公正取引委員会規則で定める事項

③ 公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 排除措置が疑いの理由となつた行為を排除するために十分なものであること。

二 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

④～⑨（略）

〔排除措置計画に係る認定の効果〕

第四十八条の四 第七条第一項及び第二項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の九第一項及び第二項、第八条の二第一項及び第三項、第十七条の二、第二十条第一項並びに第二十条の二から第二十条の六までの規定は、公正取引委員会が前条第三項の認定（同条第八項の規定による変更の認定を含む。次条、第六十五条、第六十八条第一項及び第七十六条第二項において同じ。）をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除措置に係る行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による決定があつた場合は、この限りでない。

〔排除措置計画に係る認定の取消し〕

第四十八条の五 公正取引委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、決定で、第四十八条の三第三項の認定を取り消さなければならない。

- 一 第四十八条の三第三項の認定を受けた排除措置計画に従つて排除措置が実施されていないと認めるとき。
- 二 第四十八条の三第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

②～④ （略）

○ 不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）（抄）

（拘束条件付取引）

12 法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。